○財務省告示第三百六十九号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成十九年九月二十七日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成十九年十月二十六日

財務大臣　額賀　福志郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第八回	五十億円	九十七円六十九銭
〃	第九回	五十億円	九十七円五十五銭
〃	第十四回	四十億円	九十五円四十一銭
〃	第十六回	四十億円	九十四円七十八銭
〃	第十九回	五十億円	九十五円九十銭
〃	〃	五十億円	九十五円九十五銭
〃	第三十七回	百五十五億円	九十五円三十四銭
〃	第四十五回	五十億円	九十九円六十九銭
〃	〃	百五十五億円	九十九円七十五銭
合計		六百四十億円	